

## 茅ヶ崎市ソフト事業における提案型ネーミングライツ導入実施要領

### 1 趣旨

この要領は、市もしくは市及び関係団体が実施する事業やイベント等（以下、「ソフト事業」という。）に対し、ネーミングライツの導入を図るため、「茅ヶ崎市における広告に関する基本方針（改訂版）」及び「ネーミングライツ導入ガイドライン」に基づき、必要な事項を定めます。

### 2 目的

団体への広告の機会を拡大するとともに、市の新たな財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立することにより、地域経済の活性化及び市民サービスの継続的な実施を目的とします。

### 3 ソフト事業におけるネーミングライツ導入手法等

#### (1) 特定募集型

市が選定したソフト事業にネーミングライツパートナーの募集を行う場合で、ネーミングライツ導入ガイドラインに基づき選定するもの。

#### (2) 提案募集型

団体からの提案を募集する場合で、ソフト事業における提案型ネーミングライツ導入として本要領に基づき選定するもの。

※本要領については、(2) 提案募集型について定めるものです。なお、団体との調整により寄附（ネーミングライツ以外の金銭等の受け入れ）として、対応することも想定されるため、既存の寄附の制度と連携を図ります。（「茅ヶ崎市ソフト事業における提案型ネーミングライツ導入手法」（別紙 1）を参照）

### 4 ソフト事業における提案型ネーミングライツの概要

ソフト事業における提案型ネーミングライツとは、ソフト事業の名称に団体名や団体が希望する愛称を付与し、ソフト事業を実施する施設等を活用して団体の紹介（製品等の紹介を含む）を行うことで、ネーミングライツを取得した団体（以下、「ネーミングライツパートナー」という。）から対価を得て、第 2 項に規定する目的に資するものです。

### 5 対象事業

市もしくは市及び関係団体が実施するソフト事業とします。

### 6 ネーミングライツ付与の対価について

ネーミングライツパートナーから得る対価については、金銭ばかりでなく、物品や役務の提供も可能とします。この場合、市は金銭に換算したときの相当金額も含めて提案を受けることとします。

ネーミングライツ料は、概ね 50,000 円（税抜）以上としますが、ソフト事業の規模や性質等によってはこの限りではありません。

### 7 パートナーメリット（特典）について

市はソフト事業に団体名や団体が希望する愛称を付与し、ポスター・チラシ等に団体名や愛称を掲載します。また、ソフト事業を実施する施設等を活用し、ネーミングライツパートナーの紹介（製品等の紹介を含む）をします。具体的な内容については、市とネーミングライツパートナーとで協議し決定しますが、市民やソフト事業参加者等の混乱を避けるため、市は愛称とソフト事業名を併記することがあります。

### 8 実施期間

ネーミングライツパートナーとして決定通知をした日から対象事業の一連の事業が終了する日までとします。

### 9 応募資格

応募資格については、原則法人格を有する団体で、次のいずれも満たす団体とします。

- (1) 団体又はその代表者がネーミングライツパートナーになり得る能力を有すること
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により茅ヶ崎市における一般

競争入札の参加を制限されていないこと

- (3) 茅ヶ崎市から指名競争入札の参加資格の停止の措置を受けていないこと
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (5) 実施期間にネーミングライツ料の支払い、物品または役務の提供が可能な経営状況にあること
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと
- (7) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成 23 年茅ヶ崎市条例第 5 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当しないこと
- (8) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反していないこと
- (9) 公序良俗に反する事業を行っていないこと
- (10) 政治性又は宗教性のある事業を行っていないこと
- (11) その他、本市のネーミングライツパートナーとして不適当でないこと

## 1 0 愛称の要件

### (1) 愛称付与の条件

市民やソフト事業参加者等にとって、親しみやすさや呼びやすさなど、理解が得られる愛称とします。  
なお、愛称については、市が審査のうえで決定するものとします。

### (2) 使用を禁止する愛称

- ① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 政治性・宗教性のあるもの
- ⑤ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- ⑥ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

### (3) 愛称の変更

提案後の愛称（案を含む）の変更はできません（団体の名称変更や合併等によるもので、市が認める場合を除く）。

## 1 1 募集期間

ソフト事業や団体名、愛称の周知期間等を踏まえたうえで、随時募集とします。

## 1 2 提出書類

応募者は「提出書類様式集（別紙 2）」を参照の上、必要な書類を提出することとします。

## 1 3 応募に際しての留意事項

### (1) 提出書類の取り扱い

提出書類は理由の如何を問わず返却しないこととします。

### (2) 提出書類の開示

提出書類は、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和 6 1 年茅ヶ崎市条例第 2 号）における行政文書になるため、同条例に基づく情報公開請求等により公開となる場合があります。

### (3) 辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、「応募辞退届」（別紙 4）を提出することとします。

### (4) 応募に伴う費用負担

応募に関して必要となる費用は提案者の負担とします。

### (5) その他

応募者は、応募書類の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

## 1 4 選考方法等

### (1) 関係団体との調整

ソフト事業に共催・受託事業者がいる場合は、ネーミングライツ導入について説明し、あらかじめ承諾を得ます。

- (2) 団体からの提案に対する検討  
受付は先着優先とし、市は団体からの提案を検討します。
- (3) 導入手法の検討  
ソフト事業の内容、規模、市民への影響等の視点より検討の結果、市が広く提案団体を募ることで多くの市民の方に興味を持っていただく機会の創出につながるとともに、より大きな広告効果を期待できると判断できる場合には、団体の提案をもとに、市が特定募集型として公募を行います。提案をもとに市が特定募集型で公募を行った場合、当該提案をした団体には、選考時に加点を行うこととします。  
また、ネーミングライツ付与やパートナーメリットを希望しない場合は、市と団体で協議の上、寄附として扱う場合があります。
- (4) 提案団体へ意見聴取  
市はネーミングライツ料の支払い時期や物品または役務の納品時期、特典の内容、団体名の周知方法など、ネーミングライツ導入に関し必要な事項について提案団体に意見聴取します。
- (5) ネーミングライツパートナーの決定・公表  
市は提案のあった団体に対し、決定の可否について通知し、ネーミングライツパートナーの決定及び愛称、ネーミングライツ料等を公表します。
- (6) 団体名や愛称の使用開始  
市は対象ソフト事業実施前よりポスター・チラシ等に団体名や愛称を掲載し、周知するものとします。
- (7) 契約書の省略  
茅ヶ崎市契約規則第28条に基づき、市は提案書の受領と決定通知書の送付により、契約書の作成については省略します。

#### 1.5 決定通知後の提案実施の中止等

決定通知後は特段の事由がない限り、ネーミングライツパートナーが辞退することはできないものとします。ただし、ネーミングライツパートナーが次の事項に該当する場合、市は提案の実施を中止できることとします。この場合、既に納入したネーミングライツ料及び提供した役務または物品等（相当する金額を含む）は返還しないものとします。また、原状回復等に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とします。

市が対象のソフト事業の中止を判断した場合は、既に納入したネーミングライツ料を返還することとします。また、物品については中止と決まった時点においての残余分を返却することとします。

- (1) 「9 応募資格」に規定する要件を満たさなくなったとき
- (2) 信用失墜行為により市又は施設のイメージが損なわれるおそれが生じたとき
- (3) 倒産又は解散したとき
- (4) その他ネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと市が認めるとき

#### 1.6 団体名、愛称の紹介に伴う費用負担

| 区分                           | 市 | ネーミングライツパートナー |
|------------------------------|---|---------------|
| ネーミングライツ料、物品・役務等             |   | ○             |
| 敷地内外の看板等の設置 ※1               |   | ○             |
| 実施期間終了後の原状回復                 |   | ○             |
| ポスター・チラシ等の印刷物やホームページの表示変更 ※2 | ○ |               |

※1 敷地内外の看板等の設置は、市や関係団体と協議のうえ、設置することとします。

※2 配布時期等は市と協議のうえ、決定します。

#### 1.7 リスク負担

- (1) 新たに設置した看板、広告板及び表示サイン等により、第三者に損害が生じた場合や、第三者の商標権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負担することとします。
- (2) その他、定めがないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定します。

#### 1.8 消費税適格請求書等保存方式（インボイス制度）

ネーミングライツに係る取引は消費税課税取引となり得るため、適切にインボイス対応を行うものとします。

※特別会計については、適格請求書発行事業者登録をされているか確認し、発行の可否を確認します。

## 19 その他

この要領に定めるもののほか、ソフト事業における提案型ネーミングライツ導入の実施に関し、必要な事項は別に定めます。

また、この要領に係る事務は、原則としてソフト事業の所管課において事務を行うものとします。

## 20 制度に関するお問い合わせ

茅ヶ崎市企画政策部行政改革推進課

(住所) 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

(電話) 0467-81-7122 ※午前9時から午後5時まで(土・日曜日及び祝日等の閉庁日は除く)

(電子メール) [gyouseikaikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp](mailto:gyouseikaikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp)

## (1) 特定募集型

※ネーミングライツ導入ガイドライン参照

## (2) 提案募集型

※ソフト事業における提案型ネーミングライツ導入実施要領参照

参考

